

いずみしかがや こ はぐ きょういく しょうれい 和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例



れいわ ねん がつ にちしこう じっし がいようばん
令和3年4月1日施行（実施） 概要版



条例の目的～なぜ条例を作るのか～

この条例を制定する目的は、和泉の子どもたちが、豊かな心と確かな学力、たくましく生きるための健康・体力を身に付けた「輝く子ども」を育むことができるようなまちづくりを進めることです。

その実現のため、この条例では、「基本理念」（基本となる考え方）「市長や教育委員会・学校園の責務（果たさなければならない務め）」「保護者、地域の団体等、事業者（会社やお店を経営する人や団体）の役割」を定めています。

参考

- ☆「条例」：市民が守らなければならない決まりを定めた、法律のようなもの
- ☆「子ども」：18歳未満の全ての人



基本理念～基本となる考え方～

（1）大人たちは、子どもたちの成長を温かく見守り、その人格を尊重します。

成長の過程（途中）にいる子どもたちを、一人の人間として認め、それぞれの努力やいいところを褒めて、励ましていきます。

（2）思いやりの心や、正しいことを行う気持ちが育つための取組みを進めます。

子どもたちが多くのことを学べるように、学校の授業や園の活動だけではなく、保護者の方や地域の方と協力しながらさまざまな取組みを行っています。

（3）大人たちは、それぞれが協力して、責任や役割を果たしながら、子どもたちの健やかな成長を支援します。

例えば、「いずみあいさつ運動」など、学校と地域の団体、事業者が協力して行う取組みは、この考え方を形にしたものです。

※ここでは、市長や教育委員会、学校園の先生や保護者、地域の団体、事業者の方たちをまとめて「大人たち」としています。



大人たちの役割～連携・協力して子どもたちを支える～

保護者

子どもの教育に責任を持ち、子どもの成長のために生活環境を整えます。また、学校や市の取組みに協力します。

地域の団体

子どもたちが安心して学校に通って勉強できるように、地域の中で見守ります。また、保護者の方や学校と協力して、子どもたちのための行事などに取り組みます。

事業者

子どもたちの成長を支援し、学校や市の取組みに協力します。また、保護者が子育てをする時間を確保できるよう配慮します。

学校園（小中学校・

幼稚園・保育所など）

幼稚園・保育所などから、小・中学校を卒業するまで、年齢や成長に合わせて、同じ目標を持って、子どもたちのより良い学びを支えます。また、保護者や地域の団体、事業者と協力して、子どもたちの成長を見守ります。



和泉市の責務

- ・子どもの教育を受ける機会が確保されるよう、子育て、福祉、雇用の施策を充実させます。
- ・保護者や地域の団体、事業者と連携・協力しながら、あいさつ運動やパトロールなど、子どもたちの安全を見守る仕組みを充実させます。
- ・学校園の施設や設備を整え、子どもたちが安心して通い、楽しく学べるよう支援します。

児童生徒のみなさんへ

- ・みなさんは、一人ひとりがかげがえのない存在であり、和泉市の宝です。
- ・和泉の大人たちは、みなさんが夢と希望を持ち、人の痛みがわかり、人を思いやる心を大切にしながら、心身ともに健やかに成長することを願っています。
- ・困ったことがあったら、一人で悩まずに相談してくださいね。

※このリーフレットは、「和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例」を分かりやすく説明したものです。条例の本文は、和泉市ホームページ（<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp>）でご覧になれます。

